

○政木在宅労働課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第7回「労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会」のを開催いたします。

本日の部会は、会場での御参加とオンラインでの開催ということになっております。本日は公益委員の山口委員、家内労働者側委員の谷口委員の2名が欠席でいらっしゃいますけれども、そのほかの委員の方々には御出席いただいておりますので、労働政策審議会令第9条の規定による定足数を満たしていることを御報告いたします。

今回、家内労働者側委員及び委託者側委員に交代がございましたので、この場を借りて御紹介いたします。

家内労働者側委員といたしまして、澤田委員に代わりまして堀尾委員、小原委員に代わりまして水崎委員が委員となりました。

また、委託者側委員といたしまして、杉崎委員に代わりまして清田委員、鮎川委員に代わりまして佐久間委員が委員となっております。

新たな委員となりました各委員の方々から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

オンライン参加の委員におかれましては、御挨拶をいただく際に、ミュートのほうの解除をお願いいたします。また、御挨拶の後は、再度ミュートの設定をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、堀尾委員から御挨拶のほうをお願いいたします。

○堀尾委員 おはようございます。

今年次より家内労働代表者ということで、セラミックス連合の副書記長を仰せつかっております、堀尾純士と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

それでは、水崎委員、お願いします。

○水崎委員 皆さん、おはようございます。

先ほど御紹介をいただきました、電機連合で中央執行委員を仰せつかっております、水崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

次に、清田委員、お願いします。

○清田委員 日本商工会議所の清田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 全国中小企業団体中央会の佐久間と申します。現在、フリーランスの新しい法律とか、国会に提出されていますけれども、家内労働と結構密接な関係もあるのではないかと考えて、大変興味を持ちながら参加させていただきたいと思います。御指導のほど、よろしく申し上げます。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、厚生労働省側も前回より雇用環境・均等局長と、在宅労働課長が交代となっておりますので、御挨拶をさせていただきます。

局長でございますけれども、現在、国会のほうに出席しておりますので、大変恐縮ではございますけれども、議事の最後に御挨拶をさせていただきたいと思います。

それでは、原田課長、お願いします。

○原田在宅労働課長 在宅労働課長の原田でございます。よろしくお願ひいたします。

○政木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

報道の方は、頭撮りはここまでとなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この後の進行のほうは、山本部会長のほうにお願いしたいと思います。

山本部会長、お願いします。

○山本部会長 それでは、議事に入ります。山本です。よろしくお願ひいたします。

議題の1「家内労働の現状について」です。事務局より説明をお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 議題1の、家内労働の現状につきまして、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

資料のほうは、配付資料の1-1になります。

ページの下のほうに通し番号がございますので、その番号により御案内をしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、5ページ目でございます。

これは、毎回ご報告しております家内労働概況調査の結果でございますけれども、今回から分かりやすくするために、グラフ化しておりますので、このグラフの資料を用いて説明をさせていただきますと思います。

詳細なデータにつきましては、参考資料2のほうを御覧いただければと思います。

まず、5ページの家内労働者等の推移でございます。

黒い折れ線グラフが、家内労働者数の推移でございますけれども、令和4年につきましては、9万5108人で、前年に引き続き、2年連続で10万人を下回っている状況です。

ここ数年の減少傾向につきまして、業種別に見てみますと、多くの家内労働者が従事している繊維工業において、令和3年に前年比12.2%減と、大きく減少していました。その影響により、全体としても減少しているものと考えております。

この点、地方労働局で行われております最低賃金部会等の意見などを見ましても、繊維工業におきまして、コロナの影響で展示会がなくなったとか、製造量が減少しているとか、そういった声がありましたので、減少の原因につきましては、新型コロナウイルスの影響が否定できないものと考えております。家内労働者数の動向につきましては、今後も注視していきたいと考えております。

次に男女別でございます。上の円グラフにありますけれども、88.3%が女性で、男性が11.7%となっております。こちらにも依然として女性が非常に多いという状況となっております。

ります。

次に類型別でございます。家内労働には、専業、副業、内職の3つの類型がございます。この類型について簡単に説明をいたしますと、まず、専業とは、家内労働が世帯の主な収入源ということで、本業とされている方を指します。

副業とは、ほかに本業があり、その本業の合間に家内労働をしている方を指します。

内職とは、主たる家計の維持者が別にいまして、主にその配偶者の方などを指すものでございます。

令和4年につきましては、内職者が93.9%と圧倒的に多くなっておりまして、専業が4.5%、副業が1.6%となっており、こちらのほうの割合も、特に従前と変わりがない状況でございます。

続きまして、6ページです。

第2表の業種別家内労働者数の割合です。最も多いのが、その他の雑貨ということで28.9%となっており、これは、貴金属、アクセサリーの製造や、花火の製造、玩具の製造とか、そういったものになっております。

次に繊維工業が22.7%で、実質的には、繊維工業が最も多い業種ということになっております。こちらは衣服の縫製、ミシン加工というようなものになっております。

次に多いのが、電気機械器具製造業で13.2%です。こちらのほうは、コネクタとか、ワイヤーハーネスの組み立てなどの、いわゆる電気機械の部品を加工するものとなっております。

これらの上位3業種で、約65%ということになっておりまして、こちらのほうの割合も、特に変わりもなく、従前どおりとなっております。

次に、7ページの第3表、都道府県別の家内労働従事者数です。

こちらのほうは、東京、愛知、大阪、埼玉とか、都市圏のほうに多く偏在しておりまして、九州、四国のほうには比較的少ないといった傾向が見て取れます。

同じく8ページの都道府県別の委託者数の割合ですが、こちらは、東京が圧倒的に多くて、あとは大阪、埼玉、愛知などの都市圏に偏在しているということになっております。

これらの傾向も、特に従前と変わりはありません。

次に9ページです。

第4表の危険有害業務に従事する家内労働従事者数でございます。この危険有害業務というのは、労働者に危害を及ぼすおそれとか、健康危機障害のおそれがあるような業務のことを言います。圧倒的に多いのが、動力により駆動される機械を使用する作業、これは、動力ミシン等を使用する繊維工業における作業になります。

次に多いのが、有機溶剤等を使用する作業、これは接着剤ですとか、機械洗浄に使用する有機溶剤を使用する作業などです。

あとは、火薬類の使用、これは花火の製造になります。

これらの割合も従前どおりでございます。

男女比で見ますと、女性が約8割ということで圧倒的に多くなっていますが、こちらは、ミシンを使った繊維工業に女性が多く従事しているといったところが要因となっております。

次に類型別ですが、内職者が約85%と非常に多くなっています。こちらでもミシンを使用する作業に内職者が多いといったことが要因となっています。

これらの割合も従前と特に変わりはありません。

次に10ページの第5表、業種別委託者数です。

発注する委託者数の数ですが、これは、繊維工業が圧倒的に多いといった状況が見て取れます。

11ページに行きまして、1つの委託者当たりの家内労働者数、つまり、1社当たりどれくらい家内労働者に発注するかというものですけれども、これは逆に、繊維工業が一番少ないといった状況が見て取れます。

この2つの表を掛け合わせたものが、12ページの第2表の業種別の家内労働者数となりまして、これは、先ほども説明したとおり、上位3業種のほうで、65%という比率を占めているといった状況になります。

以上が、家内労働概況調査による現状の報告となります。

続きまして、資料1-2の第14次最低工賃新設・改正計画の進捗状況につきまして、御説明いたします。

15ページでございますけれども、今回の14次計画は、令和4年、5年、6年の3か年の計画となっております、今年度が計画初年度ということになっております。

今回から進捗の見せ方を工夫いたしまして、15ページの左下にありますとおり、記号により進捗状況を表しているところでございます。

簡単に、最低工賃決定の流れにつきまして説明いたしますと、右下にあるチャート図のとおり、まず、地方労働局のほうで工賃額ですとか適用人数とか、そういったものの調査を行います。現時点でその実態調査を行っている最中のものは、星印としております。

次に、その調査結果に基づき、最低工賃を改正をするか、もしくは廃止するか、そういった諮問を行った場合には、白い三角になります。一方で調査の結果、今回は経済状況等を鑑みて、諮問するのを見送った場合、黒い丸になります。

次に、諮問をした場合、最低工賃部会を開くことになるのですが、この最低工賃部会の審議中の場合は、白い四角になります。

その審議の結果、改正または廃止などの何らかの結果を答申する場合、白い丸となり、その後、官報に掲載され、効力が発生した場合には、公示済みとして二重丸となります。このような形で、進捗状況を表しているところでございます。

それでは、計画表を見ていただきますと、今回14次計画ではあるのですが、左側に参考といたしまして、13次計画の最終年度である令和3年度の計画の進捗も載せています。

前回の部会では、令和3年度の計画につきまして、まだ結論が出ていなかったものが幾つかございましたけれども、現在は御覧のとおり、全て何らかの結果が出ている状況でございます。

それでは、14次計画の初年度の状況ですが、計画は全部で26件ありまして、その進捗状況をまとめたものが、17ページになります。

令和5年の3月3日現在の状況となりますけれども、上から説明しますと、最低工賃を改正し既に公示済みで効力が発生しているものが青森と埼玉の2件あります。

廃止の決定を受け、廃止の公示済みで、効力が発生したものが、宮崎の婦人既製服で1件ございます。

こちらの廃止の理由といたしましては、適用労働者数が10名程度と、非常に少ない状況のため、廃止に至ったといったこととなります。

次に、すでに改正の答申が終わり、現在、官報の掲示手続中のものが6件、すべて改正になります。

次に、審議中のものが2件で、諮問見送りが11件ということになっております。

最後に、実態調査中のものが4件となっております、この実態調査中の4件につきましては、北海道の和服裁縫は、来年度、諮問等を予定しているとのことでございます。

東京の革靴につきましては、これは、今月中に諮問を予定しているようです。埼玉の革靴については、東京の動きを見て、それを受けてから動くということに連動しているということですので、来年度に諮問等を予定しているということ聞き及んでおるところでございます。

最後に、熊本の和服裁縫につきましても、今年度中に諮問するか否かということを検討しているところがございますので、現状、未着手はゼロとなっております。

あと、最低工賃の改正につきましては、本日欠席しておられます谷口委員の方から、物価高騰や、インボイス等の影響も鑑みて、適正な価格での工賃となるようにお願いいたしますと意見をいただいているところがございます。

この点、全国の労働局に対し、昨今の物価高の影響なども加味した上で、工賃を決定するよう、安易な諮問見送りはしないようにということで指示しているところがございます。

次に、議事の1の(3)、その他の家内労働関係につきまして説明いたします。

20ページの家内労働法に関する監督指導の実施結果についてですが、令和3年は32件監督を実施し、そのうち21件の違反を指導したところがございます。

違反率につきましては65.6%であり、こちらのほうは、従前とさほど変わりはありません。

主要な違反内容を見ますと、家内労働法第3条の家内労働手帳の交付については6件、これは注文伝票等を書面でやり取りをしていなかったといったようなものになります。

次に6条の工賃の支払いの違反が3件、これは、そもそも工賃の支払い自体をしていなかったとか、そういったものになります。

続いて14条の最低工賃違反です。こちらは、決められた最低工賃額で払っていなかったといったものがございます。こちらが4件ございます。

あとは帳簿の備え付けができなかったところが6件ということでございます。

この家内労働法の違反率につきましては、母数が30件程度と非常に少ないので、上下動があるといったところはございますけれども、おおむね、違反率は60から70%の辺りを推移しているといった状況でございます。

なお、通常の一般労働監督における労働基準法違反ですとか、労働安全衛生法違反などの違反率につきましては、大体70%前後ですので、特に家内労働関係について違反率が高いといったものではございません。

あと、家内労働に関する監督指導の件数が、全国で30件程度と少ない状況が続いているところですが、こちらは監督署のマンパワーの状況とか、いろいろ事情があるところですが、この少ない監督件数を補うために、各都道府県労働局に、家内労働安全衛生指導員というものを、全国50人程度配置しておりますので、こちらの指導員により、年間700件程度、訪問指導を実施しているところでございます。

こちらの指導員は、労働基準監督官のように、法律違反を行政指導するといったものではなくて、家内労働の状況を把握した上で、適切な安全衛生指導等を行うというものになります。

あと、この指導員に加えまして、委託事業といたしまして、家内労働関係のセミナーの実施ですとか、あと戸別訪問とかもやっております、今後も家内労働者の労働条件の向上に向けて、こういった取組を続けてまいります。

続きまして、21ページの家内労働者の労災保険の特別加入の状況でございます。

こちらの資料は、危険有害業務に従事している家内労働者のうち、どれぐらい労災保険に特別加入をしているのかということを表した表です。

これを見ますと、重篤な災害を引き起こす可能性がある（イ）のプレス、シャーなどを使用する作業や、（ロ）の研削盤を使用する作業などにつきましては、それぞれ42.8%、12.7%と比較的高くなっている状況ですが、一方で（ホ）の動力ミシンを使用する業務等につきましては加入率が低い状況でございます。

例えばこの動力ミシンにつきましては、重篤な災害に陥る可能性が低いとか、そういった事情などがあることから、加入率が低いのではないのかと考えられますが、このミシン作業に従事する家内労働者が、危険有害業務に従事する家内労働者全体の8割近くを占めるといったことがありますので、全体として2.7%と加入率が低いといった状況でございます。

次に22ページです。

これは、労災保険の加入者の経年比較ということになっております。平成29年から6年間の経緯を載せておりますけれども、加入者数につきましては年々減少傾向にあるという状況でございます。

今後の行政の課題といたしましては、有機溶剤作業者ですとか、粉じん作業の、そういった業種について、労災保険の特別加入制度を、指導員等により周知していき、加入率の底上げをする必要があるものと考えています。

なお、労災保険につきましては、自治体が一部保険料を負担しているといったケースもございますけれども、一昔前、例えば、平成20年におきましては、自治体の負担率が220件ほどあったわけですが、現在は、24件と、その当時から比べると、1割程度となっているところでございます。

これは、家内労働者自体の減少ということも考えられますけれども、過去負担をしていた自治体のある地方労働局のほうに確認したところ、自治体の財政面、財源面とか、そういった理由から補助を廃止したとか、そういった例もあるようでございます。

次に23ページの家内労働関係の予算についてです。

5年度の予算案につきましては、3300万円となっております、前年度比で400万円増となっております。これは、来年度、3年に1回実態調査のほうを行いますので、その予算がそのまま増となっており、基本的には前年同額の予算を確保しているといった状況でありますので、御報告させていただきます。

議題1の最後でございます。前回の部会におきまして、宿題が出ておりました令和2年度に行った実態調査のクロス集計についてです。

今回、2つのクロス集計をしているところですが、まず、24ページは、類型別と困っていることがあるといったところのクロス集計をしております。

下の円グラフを見てもみますと、オレンジ色の部分が、何らかの困ったことがありますという回答をした割合になるのですが、専門が58%、副業が35%、内職は32%と、専門のほうが比較的困っている割合が高いといった状況が見て取れます。

その困った内容の内訳を見ますと、これは、全類型で1位、2位は共通しているのですが、1位は工賃が安い、2位は仕事があつたりなかつたりするといったような結果となっております。

あと、特徴的なことと言えば、副業、内職のほうは、納期に追われているという割合が3位、4位と比較的高い状況になっているのに対し、専門のほうは0.9%と非常に少ないということになっております。

あと、困ったことその他には、こういったものがあるのかを少し紹介しますと、専門のほうでは、跡継ぎがないとか、電気代がかかるとか、そういった困ったことがあるようでございます。

内職のほうは、所得税による仕事の制限があるとか、ガソリン代を支給してほしいとか、そういった意見が見られました。

議題1の最後でございます。

クロス集計の2つ目ということで、こちらのほうは、現在、なぜ、家内労働に従事しているのかという理由のクロス集計です。

専業の1位のほうは、生計維持のためということが圧倒的に1位ということになっております。これは、当然と言えば当然だと思います。

一方で、副業、内職のほうの1位は、家計の補助のためということになっております。

あと、特徴的なところと言えば、副業、内職の2位に、余暇時間の活用をするといった点かなと思います。

議題1につきましては、以上でございます。

○山本部長 ただいまの議題1の事務局説明について、御意見、御質問がございましたら御発言ください。なお、オンライン参加されていらっしゃると思いますので、御発言の際は挙手ボタンを押してください。こちらから順番に指名をさせていただきます。指名をさせていただいた委員については、ミュートを解除して御発言をお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、再度ミュートの設定をお願いいたします。

それでは、御発言をよろしくお願いいたします。

それでは、水崎委員、お願いいたします。

○水崎委員 水崎です。

今、御説明いただいた資料の15ページから16ページに、第14次計画の進捗があります。

今年度中に改正が計画されていた案件というのが22件あって、残念ながら今回、改正諮問見送りが8件ということで、半数までは行っていないのですけれども、かなり多くのところが、改正諮問見送りという形になっているかと思います。これは、地方審議の結果ということは十分に承知しているのですが、先ほど谷口委員が、物価上昇を踏まえた適正な工賃設定のお話がありましたけれども、家内労働法で、工賃と均衡を図るべきとされている最低賃金は最近、非常に高い引上げ額で上がっており、特に2022年度、3%を超える引上げ率となっています。工賃の改正を考える上では、最低賃金の動きもきちんと踏まえなければいけないと思います。

あとは、先ほど物価の話もありましたけれども、特に光熱費等が含まれている生活必需品と呼ばれているような基礎的支出項目が、直近6%を既に超えているような上がり方をしています。家内労働者の方たちは、自宅で働かれている方が主だと思いますから、光熱費の引上げというのは非常に効いてくる場所かなと思っています。

こういったことも踏まえて、家内労働者のセーフティーネットである最低工賃の引上げは急務だと思っています。

先ほど事務局からは、昨今の物価上昇も加味して工賃が設定されるよう指導していきますという御発言いただきましたけれども、計画を踏まえ、きちんと改正が行われるように、労働局に対して継続して指導していただければと思います。

3年サイクルで改正するという目安は決まっていると思いますけれども、必要に応じて、状況を踏まえて臨時といいますか、きちんとその都度改正ができればよいと思っていますので、引き続きの指導をよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。



○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで何かコメントをいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○政木在宅労働課長補佐 御意見ありがとうございます。

改正諮問見送りにつきましては、ご指摘のとおり8件ございまして、その理由について確認しますと、改正を検討するに当たっての実態調査の結果、適用人数が非常に少なかったのが本来ならば廃止も視野にという意見があったところ、労側のほうが、まだ廃止にするのはちょっと待ってほしいということで、諮問を見送り、改正はしないまま据え置きにしようといった理由が多く見られるところでございます。

最低工賃の改正につきましては、計画を立てる初年度に、各労働局のほうに指針を示しておりまして、委員のおっしゃるとおり、最低賃金との均衡を図るため、最低賃金の上昇率等をメルクマールにしながら、工賃のほうも上げるようにと指示しているところでございます。

また、毎年、労働基準部長会議においても、労働局の幹部に対し、物価高等の経済的状況も加味しつつ、安易な見送りはしないようお願いしているところです。

以上でございます。

○山本部会長 水崎委員、よろしいでしょうか。

○水崎委員 はい、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○山本部会長 続いて、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 柴田でございます。ありがとうございます。

意見といたしましては、水崎委員のおっしゃったことと重ねてということにはなるのですけれども、資料でいいますと、最後に御紹介いただきました、家内労働等実態調査のクロス集計について、コメントをさせていただければと思います。

こちらのクロス集計なのですけれども、1年前の部会におきまして、私ども労側からお願いして、こちらの集計を出していただいたという経緯がございました。まず、事務局の皆様には丁寧にとめていただきまして、御礼を申し上げたいということでございます。本当にありがとうございます。

このクロス集計を見ると、やはり専業、副業、内職で、課題が違うということが、よく見えてくるなという印象を持っております。

昨年の部会における実態調査の分析のされ方ですと、家内労働をする上で困っていることがないとする割合のほうが65.4%ということで、高く見えていました。しかし、今回のクロス集計を見ると、やはり専業の方、家内労働で生計を立てている方については、困っていることがある割合が多く、その内容としても、工賃が安いということや、仕事があったり、なかったりするというところで困っているということが、本当によく見えるなと思っております。

やはり、専業で家内労働をされている方々のことを我々は第一に考えるべきであると思います。工賃の低さへの対応としては、適切な工賃の設定ということが重要だと思います。

改正諮問見送りの理由につきましても、今、御事情をお話しいただいたところでございますけれども、できる限り、最低工賃は存続させるべきであり、そして、適切に、3年に一度しか基本的にはないわけですから、適切に改定をするということにつきまして、地方労働局に御指導いただくということを、私からも重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○山本部会長 ありがとうございます。

コメントをお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 御意見ありがとうございました。

おっしゃるとおり、やはり専門の方のほうが、工賃の関係で困っていることが多いという事は、当然かなと思いますので、このデータにつきましては、地方労働局のほうにも共有いたしまして、最低工賃部会を開く際の参考にしていただき、特に専門の方に目を当てた議論をしていただきたいと思いますと考えております。

○山本部会長 よろしいですか。

○柴田委員 ありがとうございます。

○山本部会長 それでは、ほかに御意見がなさそうですので、次の議題に入ってよろしいでしょうか。

ごめんなさい、佐久間委員から、よろしく申し上げます。

○佐久間委員 オンラインでの手を上げるタイミングが悪く、申し訳ありません。今回から参加をさせていただきます、佐久間と申します。よろしく申し上げます。

私の前任となる者も中央会事務局から委員を出させていただきまして、家内労働部会の議事等を拝見させていただいておりました。私も委託者代表委員となっておりますけれども、家内労働自体が、私は個人の事業者だと思っております。

先ほど委員のほうから御発言がありましたけれども、徐々に対象となる家内労働者の人数が規模縮小となってきていますが、やはり最低賃金以下、1つの目安として最低賃金がありますけれども、事業者であるので、工賃額は事業者として、また、労働者ではないのですから、最低賃金以上の工賃というのを得ることができなくては制度そのものに私は違和感があると思っております。

最低賃金と比較しても、費用とか全部が入っていながら、そして、実際に差し引くと、本当の手取りと利益としては、最低賃金にも満たないということが結構あると思います。労使という形の言い方も難しいかもしれないのですけれども、やはりその賃金、工賃を確保していかななくてはいけないなと思います。

それから、家内労働制度の変遷とか、皆様方の議論が多分あったと思うのですけれども、工賃補填のために国としても何らかの助成金について、これも今まで議論があったのではないかと思います。今までの助成措置については、私は存じ上げないところなのですけれども、そもそもこの家内労働というのは、これから、人数も少なくなってくるし、根本

的に制度自体を見直す必要があるのではないかなと思います。

こういう事業形態というのは必要なところだと思いますし、また、先ほどご挨拶のところでも申し上げましたけれども、新しいフリーランス法ができていて、その中で、なぜ、今回そういう機会に、家内労働というのにも範囲をくくるような形とか、一本化とか、または家内労働法にフリーランスを組み入れるとか、そういう部分でも考えられるのではないかなと思います。

工賃の関係というのは、委託者代表、それから労働者代表から、この部会で議論が進められますが、家内労働というのは私は事業者だと思っていますので、委託事業者、委託事業者から発注される事業者、両面の立場で私は考えたいと思っておりましたので、その辺も、ぜひ各地の労働局の御指導というのが、担当していただく人数がない中で大変だと思うのですが、的確な指導をしていただきながら、家内労働制度のあるべき姿というのを徹底していただければと思っています。

以上でございます。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、コメントをお願いいたします。

○政木在宅労働課長補佐 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、専業の方は、特にこういった家内労働の経費の分も自腹でやっているところがありますので、その辺を引いた実入りについては、平均賃金と比べて、なかなか劣っているところがあるという実態は、我々も把握しているところでございます。その辺の問題点も含めて、地方局の最低工賃部会等で検討していけるように共有していきながらやっていきたいと思っています。

あと、補助金等は、多分、業務改善助成金とか、そういうことを想定されているかと思うのですが、家内労働の工賃については、そういった助成金などのほうは、家内労働という制度上なかなか厳しいのかなと思うのですが、助成金に頼らないような工賃の改正のほうを進めていきたいと考えております。

あと、フリーランス新法のほうにつきましては、先月、閣議決定されて、今、審議のほうに動いているところでございますので、フリーランス新法と家内労働法との関係につきましては、また改めて、この部会のほうで説明させていただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本部会長 佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○山本部会長 そのほか、この議題について御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、そのほか御意見ないようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

議題の2です。「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について（保護具等の

使用)」となっております。何か長い題ですが、説明をよろしく願いいたします。

○坂根在宅労働課長補佐 では、事務局より御説明いたします。

議題2に関しまして、資料2を用いまして、御説明させていただきます。

内容といたしましては、先月13日に開催されました安全衛生分科会におきまして諮問答申されました、労働安全衛生法施行令等の改正に伴う政省令におきまして、家内労働法施行規則の一部も改正されることになりましたので、そちらの御報告ということになります。

もとなりました今回の安全衛生法関連の改正につきまして、概要を簡単に御説明させていただきますと、厚生労働大臣が定める規格、いわゆる構造規格と言われるものですが、これを具備しなければ、譲渡等を行うことができない機械等ですとか、型式検定を受けなければならない機械等のところに、今回、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具というものにつきまして、追加される改正等がされることになりました。

背景といたしましては、防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めているということがございまして、安全衛生法制においての譲渡制限などの規定を整備したというようなものになっております。

今回追加されました防毒用の電動ファン付き呼吸保護具は、こういったものかというものに関しましては、参考資料3に、先般の安全衛生分科会の資料をつけさせていただきますと、こちらの3ページの右下に写真が例示で出ておりますが、こういったものが追加されるといった改正が安全衛生法制でされるということでございます。

では、家内労働法制はどうなるのかといいますと、この政令の改正に伴いまして、労働安全衛生規則をはじめ、関係省令が改正されることになったところですが、家内労働法は、安全及び衛生に関して危害防止のために委託者、家内労働者、補助者の講ずべき措置について法律上規定をしているところです。

その中で、実際に委託者、家内労働者、補助者の講ずべき措置について、具体的なシーンと、その作業について、こういったものを用いなければならないというところの具体的なことについて、家内労働法施行規則において規定しているということになっております。

今般の安全衛生法施行令等の改正に伴いまして、家内労働法施行規則に定めます、各作業の際に使用しなければならないとされる保護具等に関して、例えば、イメージといたしましては、サンダル製造といった有機溶剤を接着剤として使うような作業や、洋食器などで金属を研磨して行うような作業といった業務をイメージしていただければと思いますけれども、ガス、蒸気または粉じんが発散する場所における業務につきまして、このたび、従前規定されておりました防毒マスクや粉じんマスクに加えまして、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸保護具と、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加する改正を行う形になっております。

この次のページでございますけれども、実際の省令の改正がこういったものになるかと

いうところを、新旧対照表のかたちでお見せしております。

このたびの改正に関しては、従前用いられておりました防毒マスク、防じんマスクについては、これまでどおり御使用いただけるかたちになりまして、他方で、より家内労働者の安全衛生にも資する電動ファン付き呼吸用保護具も選択肢とするような改正となっておりますのでございます。

本件改正につきましては、今月下旬頃に公布される予定となっておりますので、本年、令和5年10月1日での施行の予定となっております。

議題2の御報告については以上となります。ありがとうございます。

○山本部会長 ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

堀尾委員、お願いいたします。

○堀尾委員 家内則の改正のところ、1点質問というか、意見といいますか、要望も含めて御発言をさせていただきます。

この件につきましては、既存の保護具に加えまして、電動ファン付きの呼吸用保護具を追加するという改正と認識しています家内労働者が取り得る健康障害の防止にかかわるメニューを増やすというところの認識があるので、特段議論はございません。今後は、家内労働者はもとより、委託者につきましても、今回の改正内容をしっかりと周知して、家内労働者の健康障害の防止につなげていただきたいと思いますと考えております。

また、その上でとなるのですけれども、原則的には、これらの保護具を用意するのは、雇用労働であれば、使用者が準備をすることになりますが、家内労働の場合は、原則的にはその業務に従事する労働者自身である認識しております。ただ、家内労働者自身が用意するとなれば、昨今の物価高の影響もありますけれども、費用面のところでも課題が出てくると思っております。

そういったところの影響といいますか、価格高騰の影響も反映していただきながら、保護具の費用も工賃で工面できるようにすることが必要なのではないかと考えております。

家内労働者の安全確保のためにも、工賃の引上げが必要であると、改めて申し上げておきたいというところになりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからコメントをいただければと思います。

○坂根在宅労働課長補佐 御意見ありがとうございます。

このたびの改正に関して、周知につきましても、しっかりと行っていきたいと考えております。工賃につきましては、先ほどの議題の1でも、様々な御意見をいただいたところがございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○山本部会長 堀尾委員、よろしいでしょうか。

○堀尾委員 ありがとうございます。

ぜひともよろしく願いいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、最後に議題の3に移りたいと思います。

議題の3は「工賃の資金移動業者の口座への支払い(いわゆるデジタル払い)等について」ということでございます。

この件について、事務局より説明をお願いいたします。

○原田在宅労働課長 説明させていただきます。

工賃の資金移動業者の口座への支払い、いわゆるデジタル払いですが、労働者の方で、今年の4月から賃金の資金移動業者の口座への支払いが認められることになったことから、家内労働者の工賃についての取扱いをどうするかということについて、御説明をさせていただきます。

資料の32ページと33ページで、労働者に対する労働基準法体系の中での取扱いについて、説明をさせていただきます。

32ページですが、労働基準法上は、賃金は通貨で直接労働者に全額を支払わなければならない、ただし書きで、厚生労働省令で定める場合に、通貨以外のもので支払うことができるという規定になっています。

この例外を認める厚生労働省令ですが、次の33ページで、労働基準法施行規則を御紹介していますが、その中の1号でいわゆる預貯金への振込み、それから2号で、これは証券会社の証券総合口座への払込み。それから3号が、資金移動業者の口座への資金移動ということで、これが今年の4月、来年度から施行されることになっています。

次のページですが、家内労働法も基本的には、労働基準法と体系的には同様で、法律上は厚生労働省令で定める場合を除き通貨で支払わなければならないとされており、厚生労働省令というのが家内労働法施行規則で、ここにありますように1号でいわゆる郵便為替、それから2号で預貯金への振込みというのが現行です。

この労働基準法上の賃金と、家内労働法上の工賃との関係を比較したものが、次の35ページで、今まで御説明した事柄を比較表の形で対比してあり、真ん中に網掛けで整理していますように、賃金では、預貯金口座と証券総合口座、それから資金移動業者の口座への移動が認められている一方で、右側で、家内労働については、現行では預貯金口座と、あえて言えば、郵便為替証書ということになっています。

こういった中で、現状は次の36ページです。

直近の令和2年のところで御覧いただきますと、一番上の黄色い折れ線グラフ、52.2%ですが、これが金融機関で支払われているということで、それ以外の自宅、営業所等、これらが、多くは現金となっているのが現状です。

こういった下で、今後の検討、取扱いですけれども、次の37ページを御覧いただきます

と、まずは、実態調査、ニーズ調査をしたいということで、令和5年度に、ちょうど家内労働等実態調査という3年ごとに実施する調査の実施年に当たっていますので、この家内労働等実態調査の中で、家内労働者及び委託者の双方の意向を調査したい。その際には、資金移動業者の口座への支払いと併せて、金融商品取引業者、証券会社ですが、証券会社の証券総合口座への払込み、それぞれにつきまして、希望する、希望しない、どちらとも言えないといったことをお伺いしたいということです。

資金移動業者の口座、証券総合口座の説明も分かりやすく付け加えたいということで、ここにあるような注1、注2というようなことを想定しています。

スケジュールとして、下にありますように、令和5年3月、この場で御説明をさせていただいた上で、令和5年10月頃に実態調査を実施し、その結果を取りまとめて、来年の3月の次の家内労働部会におきまして、調査結果を報告した上で、今後の対応について議論をいただきたいということを想定しています。

私からの説明は、以上です。

○山本部会長 ただいまの御説明について、御意見や御質問等いただければと思います。お願いいたします。

仁平委員、お願いいたします。

○仁平委員 ありがとうございます。

御説明もありましたけれども、賃金のデジタル払いに関しては、労働条件分科会でも労働者保護の視点から意見を、労働側としては申し上げてきたところでございます。

この点、工賃については、資料に記載いただいているとおり、原則は通貨払い、現時点では証券の総合口座の支払いも認められていません。そして、御説明いただいた6ページにありましたけれども、現状、口座振込は半数程度であり、やはり、家内労働者においては、依然として現金志向が強いと感じた次第でございます。

そういう意味では、工賃については、デジタル払い導入ありきではなくて、今後、調査できちんと状況を把握して、働く人の実態に即して対応を議論するということが肝要なのではないかと思えます。

やはり一般労働者と家内労働者では、属性や、あるいは対企業との力関係なども違いがあるのだらうと思っておりますので、その辺りも十分踏まえて考える必要があると思えます。また、御説明でもありましたけれども、労基法あるいはそれを踏まえた労基則、これと横並びならいいのではないかという、そういう単純なものではないのではないかと思えますので、あらかじめこの辺については申し上げておきたいと思っております。

それと、意向調査の実施ということもございましたが、これも説明にありましたけれども、やはり、回答する皆さん自身が、資金移動業者の口座への支払いというものは、どういうものなのかというのは、なかなかこの2行の説明だけで大丈夫なのかなという気もします。ちゃんと理解できないまま、希望するか、希望しないかと単純に聞いても、なかなかそれに対する結果というのは、どう受け止めていいのかというのもあるかと思えます

ので、設問に当たっての説明も、ぜひ、よく御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからコメントがあれば、お願いいたします。

○原田在宅労働課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、労働者の場合とは、かなり状況も異なるのではないかとということで、実態調査をまずさせていただきたいと思っております。

あわせて、資金移動業者の口座への資金移動も、貸金でのデジタル払いが先行しますので、それについての説明等をする形も含めて、分かりやすい調査の仕方、伝え方を工夫していきたいと思っております。

また、改めて御相談させていただく機会もあろうかと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○山本部会長 仁平委員、よろしいでしょうか。

○仁平委員 ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本部会長 それでは、佐久間委員、お願ひいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

デジタル通貨については、本部会での協議を経ながら、また、調査も実施をしていただけるということなのですけれども、方向性とすれば、今後、導入に向けて進めていっていただきたいなと思っております。

ただ、今、仁平委員の御意見にもありましたとおり、また、労働条件分科会のほうでも、通貨払いの原則ということの労働側の意見というの、私は理解できるところでございます。今後、調査結果を踏まえながら、この制度は非常に複雑というか、金融関係の複雑な知識も必要となってきますので、委託事業者、また、使用者として家内労働ということになると、この制度自体を理解していくのは非常に難しいところだと思っております。単に、例えば、PayPayとか、デジタル払いができるのだという、それだけの表面的な問題ではなくて、その仕組みというのを理解するというのは非常に大変なのではないかと思っておりますから、調査を経て、導入までの期間を置くということは、必要だと考えます。

実際にデジタル払いになって、デジタル通貨払いの利用が可能となると、そのときの仕組みというのが、実際にAIのチャットを使って質問事項を受けるとかということもあると思ひます。それだけだと家内労働者には分かりにくい、AIチャットが適切に反応してくれるかどうかというのもありますので、ぜひ電話とかでも通じる説明の窓口を広げていただきたいと思ひます。

ただ、電話を用意していただいても、一本の電話がつながるまでに15分とか20分かかってしまつて、全然つながらないという状況というのは避けていただひて、そういう相談できる、制度を理解できる窓口というのを多くしていただきたいなと思ひます。

以上です。



○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうでコメントをいただけますか。

○原田在宅労働課長 ありがとうございます。

家内労働で、具体的に工賃の支払いをどうするか、あるいは具体的にどういう制度にするかは、この調査結果を踏まえた上で、また改めて御議論いただくということだと考えておりますけれども、現実的には、現在の賃金の制度を参考にして考えるということになるかと思っておりますので、その調査等に当たっても、そういった賃金における制度を紹介する等、いろいろ工夫はしていきたいと思っております。

あわせて、そういった相談窓口については、家内労働法については、どういった制度にするか、今後のことではございますけれども、賃金の扱いについての御要望ということかとも思っておりますので、担当には伝えたいと思っております。

以上です。

○山本部会長 佐久間委員、よろしいでしょうか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○山本部会長 そのほか、御質問、御意見等、よろしいですか。

それでは、以上をもって全ての議事を終了いたしました。冒頭に、国会に出られていた村山局長が戻られましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○村山雇用環境・均等局長 どうもありがとうございます。

本日は、衆議院の厚生労働委員会のほうで通告が出てしまったために、この重要な部会の冒頭、ちょっと遅参をいたしまして、大変失礼いたしました。

今年の夏から雇用環境・均等局長になっています、村山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方には御多忙の中、御参集をいただき、大変活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日の御審議を通じて、地方審議会事務局への的確な指導でありますとか、専門の方をはじめとする家内労働者全体の実態を踏まえた今後の対応を考えていくような点、また、家内労働者の方々を働く人として捉えた上で、その支援ですとか、また、保護の在り方を考える必要性等につきまして、幅広く御意見をいただきますとともに、特に最後の議題に関しましては、工賃の資金移動業者口座の問題につきましては、家内労働における工賃支払いの現状をよく踏まえた上で、丁寧に調査をした上でということ、また、その調査に当たっては、分かりやすい対応ということの御要望もいただきました。

これら、本日、委員の皆様方からいただいた御指摘、御意見をしっかりと踏まえながら、また、今後とも家内労働者の方々のための行政ということで、しっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

重ねて、遅れましたことをおわび申し上げまして、また、本日、大変活発な御議論をい

いただきましたことに御礼を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山本部会長 それでは、本日の部会は、これにて終了させていただきます。

議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

事務局に、一旦お返しいたします。

○政木在宅労働課長補佐 本日は、どうもありがとうございました。

今回の部会の議事録等につきましては、後ほど、委員の皆様にご紹介させていただいた上で、厚生労働省のホームページにおいても周知公表をさせていただきたいと思っておりますので、その件につきましては、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで議題のほうは終わらせていただきたいと思います。

本日は長い間、どうもありがとうございました。